

「高額のおくじに当選した」というメールには注意しましょう

【事例1】

応募した覚えはないが「1億円当選した。受け取るのに初期設定費用が必要」とメールが届き、プリペイド型の電子ギフトカードを買い、カード番号を写真に撮ってメールで送るよう指示された。最初は数千円だったが次々と指示するメールが届いて5万円のカードを約2週間毎日購入してカード番号を送り続けた。1億円が手に入るのがうれしくて疑問を感じなかったが、400万円以上カードを購入しても当選金がもらえない。

【事例2】

宝くじに挑戦しないかとのメールが届いたので、軽い気持ちで承諾して氏名やメールアドレスを返信した。先月1億円当選したとメールが届き、受取手続き費用が必要とあったのでコンビニで電子ギフトカードを買って支払った。その後、所得税がかからない方法で受け取るための手続き費用などを請求され、次々とギフトカードを購入して300万円以上支払ったが当選金が受け取れない。受取を秘密裡に行うためと指示されてメールのデータはすべて消去してしまった。

海外宝くじや懸賞が当選したとのメールが届き、応じると賞金を受け取るためなどの名目で費用を要求されることがあります。

コンビニなどで電子ギフトカードを購入し、カード番号をメールで相手に伝えて支払ったり、クレジットカードで支払ったりすると、次々と様々な名目で費用を要求されて、結果的には賞金を受け取ることはできません。また、電子ギフトカードの金額はすぐに引き出されることが多く、すべてを取り戻すことは困難です。相手との連絡はメールの場合が多く、そのうちに連絡がとれなくなってしまいます。

【消費者へのアドバイス】

- ① 応募した心当たりのない宝くじや懸賞に当選することはありません。高額賞金が当選したというメールがあっても信用しないようにしましょう。
- ② 賞金を受け取る手続きと見せかけ、個人情報やクレジットカード番号を盗み取られる場合もありますので気を付けましょう。
- ③ 賞金を受け取るために費用を支払っても、受け取れることはありません。求められても応じないようにしましょう。事例のように信じ込んでしまつて多額の費用を支払ってしまう場合もありますので、周囲の人も注意しましょう。
- ④ 外国の宝くじの購入を勧誘するメールが送付される場合もありますが、外国の宝くじを買うことは罪に問われる場合がありますので気を付けましょう。（刑法第187条）

お困りの時は、北本市消費生活センターにご相談ください。

☎048-511-8800「月～金曜日（祝日・年末年始除く）10:00から12:00／13:00から16:00」

※土日祝日は局番なしの☎188へ（年末年始除く）